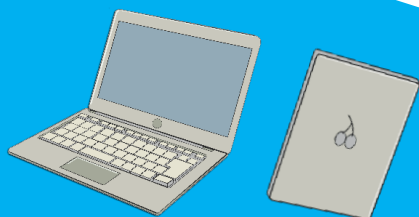


高知市内に所在する中小企業者の皆様へ

社内のテレワーク環境を構築し、業務のデジタル化・オンライン化を進めませんか？

 高知市

テレワーク 導入支援補助金



パソコン
タブレット



ネットワーク
セキュリティ



Web会議

補助対象品目については、裏面をご参照ください。

テレワーク環境を整備しようとする中小企業者に対して
リモートワーク・オンラインコミュニケーションに資する機器等
の購入費用や利用料の一部を補助します。

※予算がなくなり次第、終了します。

○申請先・問い合わせ先  高知市役所 産業政策課

高知市本町五丁目1番45号 第二庁舎2階

TEL:088-823-9456

E-mail:kc-151701@city.kochi.lg.jp



高知市テレワーク導入支援補助金について



補助割合

補助対象経費の **1 / 2** (ただし1企業あたり **上限30万円**)

補助対象品目

※下表は補助対象品目の一部となります。また、単体での補助申請を不可とする対象品目や、1台当たりの補助上限額が設定されている対象品目があります。
詳しくは、産業政策課ホームページでご確認ください。

| 分類 | 対象品目 |
|---------|---|
| デバイス | ・ノートパソコン及び付属品 ・デスクトップ本体 ・タブレット |
| ネットワーク | ・Wi-Fiルーター ・Wi-Fiレシーバ(アダプタ) |
| セキュリティ | ・セキュリティ機器 ・ウイルス対策及びエンドポイント |
| IP電話 | ・IP電話回線等の工事費等 |
| Web会議関係 | ・Webカメラ ・マイク、スピーカー ・イヤフォン、ヘッドフォン、ヘッドセット ・チャットツール利用料 ・Web会議システム(ツール)の初期導入費用 |

対象者

☆1 ①及び②の要件を満たす中小企業者

①本市に事業所を有し、当事業所におけるテレワーク環境を整備すること。

②常時使用する従業員(個人事業主本人及び同居の親族従業員は除く)が1名以上いること。

☆2 次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- ・高知市事業等からの暴力団排除に関する規則第4条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- ・本市の市税の納税義務者である場合にあっては、それを滞納しているとき。
- ・過去に当補助金の交付を受けているとき。
- ・他機関又は制度等において重複する内容の補助を受けているとき。

補助要件

ア) 補助金の申請にあたっては、テレワーク導入に関する事業計画書の提出が必要となります。

イ) 導入後はテレワークの実施等に関する状況報告書の提出が必要となります。

※申請にあたっての各種様式等については、高知市産業政策課ホームページでご確認ください。